

「知的財産推進計画2025」の策定に向けた意見

1. コンテンツの海外展開の推進について

【(E1) 新たなクールジャパン戦略】

- 「新たなクールジャパン戦略」はコンテンツの分野をゲーム、アニメ、マンガ（出版）、実写（映画／ドラマ／ファクチュアル）、音楽／ライブ・エンターテインメントの5つに分類しているが、放送事業者はバラエティ番組や地域情報番組など多様なコンテンツの海外展開に取り組んでおり、その課題と必要な施策は、映画やアニメとは異なる。そのため「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」のコンテンツ産業活性化戦略と同様に、放送コンテンツは独立した1つの分野として位置付けることが妥当である。
- （放送コンテンツを追加した）6分野の成長戦略をまんべんなく推進するため、国の施策や支援はコンテンツ産業官民協議会が司令塔となって省庁間の縦割りを排し、例えば映像制作の支援策は映画事業者も放送事業者も活用しやすく工夫するなど、柔軟に設計・運用することを求める。
- 放送コンテンツの海外展開において、国際見本市はプロモーションのみならず、商談の機会として大変重要な位置付けにある。引き続き国として出展支援を行うことは、極めて適切であると考えます。

政府に準じた機関が主体となって大規模なナショナルパビリオンを出展している国・地域があることを踏まえ、日本パビリオンの出展は政府が主体となることを明記し、必要経費（出展料、装飾費、PR素材制作費、ローカライズ費用、旅費など）の助成や海外バイヤーとのマッチングサービスを拡充したり、補助金を通年で活用できるように工夫したりするなど、従前の支援策の抜本的な強化を求める。
- 日本のコンテンツ事業者が国際水準ベースのコンテンツ制作費を円滑に確保できるようにするため、資金調達には民間の取り組みだけに委ねず、政府として新たな支援措置（政府関係金融機関等の低利融資、債務保証やコンテンツの完成保証制度）を講じることを要望する。
- 諸外国では映像産業への税制上の優遇措置が講じられている。日本でもコンテンツの海外展開に資する税制上の優遇措置（コンテンツ投資促進税制）を新たに講じ、諸外国のコンテンツ事業者と同等の競争環境を整備することが不可欠である。
- インバウンド誘致や食品等の海外展開を促進するために日本全国の魅力を伝える取り組みの強化が必要であることは、論を俟たない。それは地域に根差してその魅力に精通し、映像コンテンツの高い企画力と制作力を有するローカル局が最も得意とするところである。政府として海外展開のためのローカル局の

コンテンツ制作や海外メディアとの連携を支援し、地域の魅力の発信力強化に放送コンテンツを積極的に活用することを強く求める。日本各地の魅力を世界に発信することはオーバーツーリズムの解消をはじめ、日本社会の課題解決にも資すると考える。

- 世界のコンテンツ市場は大きく変化し続けており、日本のコンテンツ産業の成長戦略も常にアップデートする必要がある。そのため「新たなクールジャパン戦略」に寄せられた意見の検討結果は、毎年改定される「知的財産推進計画」に反映し、その確実な実現を図ることを要望する。

2. 放送コンテンツ等の海賊版対策について

【(B2) 海賊版・模倣品対策の強化】

- SNS等における海賊版対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は大きく、他方でプラットフォーム事業者や違法コンテンツの配信者等に広告収入に基づく利益が発生しているという歪な構造を早急に是正する仕組みを構築することを要望する。
- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの海賊版対策を実効的に進めるためには、▽プラットフォーム事業者等のインターネット関連事業者のより一層の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽SNS等の利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。特にプラットフォーム事業者等について、▽法的責任範囲の再検討、▽海賊版対策への一定の対応義務（削除対応をさらに迅速化すること、明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合は権利者からの削除要請を待たずに削除すること、違法アップローダーの再アップロード防止を強化すること、そもそもユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないようプラットフォーム事業者自身が取り組む等）を課す一など、積極的な協力を促す施策を推進することを要望する。
- 海賊版へのリーチサイト・リーチアプリの規制を潜脱する行為（アプリがインストールされていない機器を販売し、購入後にインストールさせる、いわゆる「ISD（不正ストリーミングデバイス）」など）について、さらなる法規制の強化を要望する。
- 海外サーバーを経由した違法配信について、日本国内の個々の権利者が実行しうる施策には限界があるため、民間で十分な対応ができない国に関する国際的な捜査協力の強化や政府間の国際連携による海賊版対策の枠組み作りを要望する。
- 世界知的所有権機関（WIPO）が現在検討している「放送機関の保護に関する条約」について、国際的な放送コンテンツの海賊版対策に有効な内容とすることを前提に、日本政府においては早期の条約成立に向け、加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

- 青少年の多くがスマートフォンを使用し、インターネット上のコンテンツにアクセスする環境のなか、コンテンツの違法アップロードや、それを助長する違法コンテンツ視聴の抑制、および生成A Iの使用上の注意など、デジタル時代に対応した著作権教育の強化を推進されたい。

3. 生成A I等に関する検討の継続・推進について

【(A 3) A I と知的財産権】

- 生成A I利活用の具体的な事例を踏まえて、「A Iと著作権に関する考え方について」等のガイドラインのアップデートを適時に行い、著作権者等の権利保護と生成A I利用のバランスを図り、社会の発展を推進することを要望する。
- 生成A Iなどのデジタル技術を用いたいわゆるディープフェイクについては、すでに著作権・著作隣接権の侵害となる放送番組を使った悪質な事案も発生しており、報道機関としての報道・情報の信用が損なわれることを強く危惧する。A I事業者による技術的対策や著作権法以外の法律での対応なども含め、ディープフェイク対策を具体的に推進していくことを要望する。

4. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

【(D 2) コンテンツ開発や利活用における人材育成】

- クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるデジタル時代に対応した新たな方策の検討を要望する。それまでの間、現行の私的録画補償金制度において、対価還元が実現されるよう支援されたい。

5. 海外巨大プラットフォームによる適正な利益還元等について

【(E 2) デジタル時代のコンテンツ戦略】

- 海外の巨大プラットフォーム事業者によるコンテンツ流通において、公正かつ自由な競争を実現するため、契約上の課題や収益配分等の実態を把握し、透明性を高め、国内のコンテンツ制作者に適正な利益が還元されるよう要望する。

以 上